

**目黒区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の
基準を定める条例の一部を改正する条例について**

1 改正理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）により介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）が改正されたことにより、省令を引用している関係条例の規定の整備を行うため、条例を改正する。

2 改正内容

介護保険法の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び員数について、区が条例を定めるに当たっては、省令第140条の66第1号で定める基準に従い定めるものとされている。

現在、地域包括支援センターに配置することとしている主任介護支援専門員について、継続的な資質向上を図るための更新研修が導入されることとなり、主任介護支援専門員の定義を規定している省令第140条の66第1号イ（3）の改正により、当該更新研修を修了することがその資格要件に加えられた。この省令改正は平成28年4月1日に施行される。

省令第140条の66第1号イ（3）の規定の新旧対照表

改正後	現 行
主任介護支援専門員(第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人	主任介護支援専門員(第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

この見直しに伴い、条例で定める主任介護支援専門員の定義について、簡潔に省令を引用することとするための規定の整備を行う。

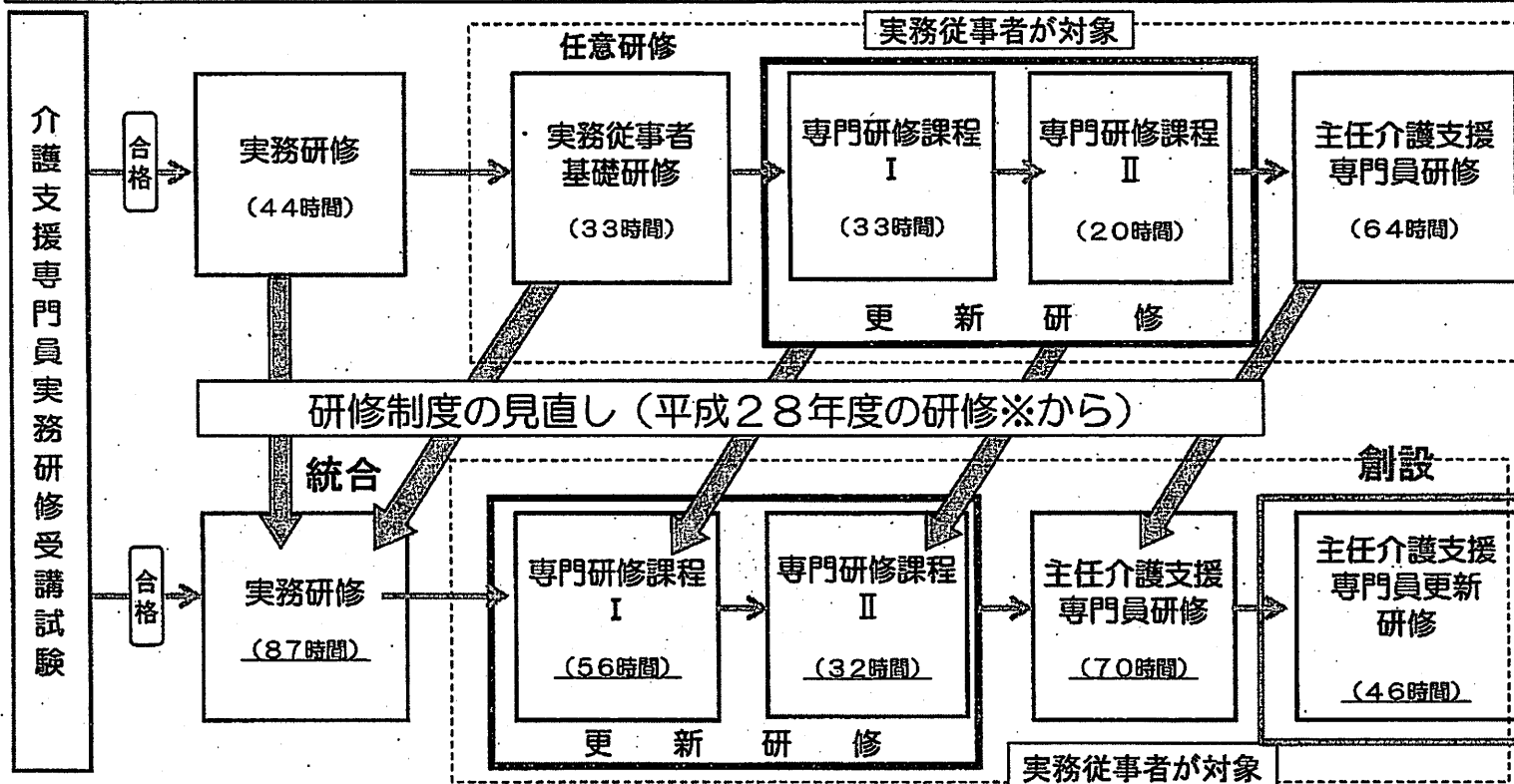
3 施行予定年月日

平成28年4月1日

以 上

介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直し

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
 - 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
 - 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。
 - 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。
- ※赤枠が今回の改正部分



(※) 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。
(注) 今回の主任更新研修以外の研修については、告示(平成26年6月2日)及び局長通知(平成26年7月4日)にて改正済。

主任介護支援専門員研修の見直しについて

研修科目		時間	
講義	対人援助者監督指導（スーパービジョン）	6	
	地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	3	
	人事・経営管理に関する講義	3	
	主任介護支援専門員の役割と視点	5	
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3	
	ターミナルケア	3	
	人事・経営管理	3	
	サービス展開におけるリスクマネジメント	3	
	演習	対人援助者監督指導	12
		地域援助技術	3
事例研究及び事例指導方法		18	
合計		64	

研修科目		時間	
講義	主任介護支援専門員の役割と視点	5	
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2	
	ターミナルケア	3	
	人材育成及び業務管理	3	
	運営管理におけるリスクマネジメント	3	
	講義・演習	地域援助技術	6
		ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現（新）	6
		対人援助者監督指導	18
		個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	24
	合計		70

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向（新）	4
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践（新）	
講義・演習	リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例	6
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	6
	認知症に関する事例	6
	入退院時等における医療との連携に関する事例	6
	家族への支援の視点が必要な事例	6
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	6
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	6
	合計	

※主任介護支援専門員更新研修として新たに創設